

第 3 次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「雇用・セーフティネットの再構築」関係）の中間整理（案）

平成 24 年 2 月 3 日
男女共同参画会議
監視専門調査会

第 1 はじめに

平成 23 年 2 月、男女共同参画会議は、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月閣議決定。以下「基本計画」という。）に盛り込まれた施策の実施状況及び女子に対する差別の撤廃に関する委員会の我が国に対する最終見解（2009 年 8 月公表）における指摘事項への対応の進捗状況を監視することを目的とする監視専門調査会を設置した。

平成 23 年 7 月、監視専門調査会は、基本計画において今後取り組むべき喫緊の課題とされる「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する施策を監視することを決定した。

監視専門調査会は、「雇用・セーフティネットの再構築」に関して、関係府省から施策の取組状況等を聴取し、有識者から意見を聴取した結果等を踏まえ、今般意見を取りまとめた。政府においては、本意見も踏まえ、施策をより一層推進されたい。地方公共団体その他関係各界各層においても、本意見も踏まえ、取組をより一層推進されることを期待する。

第 2 「雇用・セーフティネットの再構築」に関する意見

1 女性の参画促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現等

基本計画の成果目標の 1 つである第一子出産前後の女性の継続就業率については、長期的にはほとんど変化しておらず、女性の出産後の継続就業は依然として難しい状況にある。

また、第一子出産前後の女性の継続就業率を就業形態別にみると、正規職員は就業継続者の割合が多い（平成 17 年～21 年 52.9%）のに対し、パートタイム労働者・派遣労働者は就業継続者の割合

が少ない（同 18.0%）状況にある。その背景には、一定の要件を満たす有期契約労働者しか育児休業制度を利用できないこと、女性有期契約労働者の育児休業取得率（平成 22 年度 71.7%）が女性の育児休業取得率（同年度 83.7%）と比べて低いこと等の非正規労働者をめぐる問題があると考えられる。

政府においては、以下の点について留意し、女性の参画促進、M字カーブ問題の解消及びディーセント・ワークの実現に向けた取組をより一層強化・加速する必要がある。

- (1) 女性の労働者の過半数を占めるパートタイム労働者（いわゆるフルタイムパート、掛け持ちパートを含む）等の非正規労働者について、政府においては、育児休業制度や、均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関して、法整備も含めて検討を速やかに進める必要がある。
- (2) 女性の参画を進めるため、補助事業等の実施に当たり、①女性農業者等が応募した場合に優先的に採択される枠を設定し、②事業実施主体が女性の参画目標を設けている場合や女性農業者が中心となっている組織である場合にはポイントを加算することにより採択されやすくする等の配慮を行うという農林水産省の取組は、先進的であるとともに、世の中にも受け入れやすいと評価できるので、今後も大いに推進すべきである。

他の府省や地方公共団体等においても、各種事業等において同様の取組を導入するよう検討する必要がある。
- (3) 起業については、法律、税務、資金調達等に関する専門知識を必要とする場合があるが、女性の場合には、これらの専門家とのネットワークが十分構築されていないことが多い。政府においては、女性の起業経験者に加え、女性の弁護士や税理士等の専門家とのネットワークの構築を促進する必要がある。
- (4) 基本計画に盛り込まれた施策に関する重要な男女別データが収集されていないものが散見される。施策を効果的に推進するためには、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握する必要があることから、政府においては、可能な限り男女別データを集計するよう努めるべきである。
- (5) 男女共同参画センター・女性センター、社会教育施設等において、女性を対象とする学習を行う場合、学びから一歩踏み出し活

動を行う又は起業等をして経済的自立を図るという課題解決型のプログラムが推進されることを期待する。

2 若者をはじめとする雇用対策等の強化

平成 20 年後半以降の経済状況の悪化の影響等により、平成 22 年における完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）について、全年齢計（5.1%）と比べると、若者（15～24 歳）は相対的に高水準であり（9.4%）、フリーター数（15～34 歳のパート・アルバイト及びその希望者）についても、平成 21 年以降増加に転じる（22 年 183 万人）など、我が国の将来を担う若者の雇用は非常に厳しい状況にある。

若者の雇用の劣化は、貧困等生活上の困難に直面する男女を増やし、家族形成を困難にし、次世代への連鎖を招くおそれがあることから、以下の点も踏まえ、セーフティネットの強化の観点からも、雇用問題への取組をより一層強化されたい。

(1) 大学生等の厳しい就職環境を踏まえ、政府においては、これまで以上に集中的かつ効果的な雇用対策を講じる必要がある。

また、男性の若年者（15～24 歳）においても非正規雇用比率が 40%を超え、他の年代に比べて相対的に高いという現状を踏まえ、若者の雇用対策の観点からも、1(1)で述べたように、パートタイム労働者等の非正規労働者について、育児休業制度や、均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関して、法整備も含めて検討を速やかに進める必要がある。

(2) 結婚・妊娠・出産等を経ながら、働き続けることの重要性が十分周知されていないこと等により、仕事を辞めてしまい、結果的に貧困等生活上の困難に直面する場合が見受けられる。大学生等社会に出る前の若者に対し、働き続けることの重要性を十分周知する必要がある。

(3) 労働関係法令に関する知識が十分周知されていないこと等により、いわゆる育休切り等困難な状況に置かれる労働者が見受けられる。政府においては、労働者が身を守れるよう、労働関係法令の広報啓発をより一層徹底する必要がある。

(4) 貧困が世代を超えて継承されることのないようにするため、政府においては、意志と能力ある若者が進学できるよう、大学

等における教育費負担の軽減に着実に取り組むとともに、低所得者世帯を対象とした授業料等減免、奨学金等の充実に取り組む必要がある。

3 仕事と生活の調和の推進

平成 20 年後半以降の経済状況の悪化の影響等により、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」は基本計画策定時（平成 20 年 10.0%）と比較して減少しているものの（22 年 9.4%）、男女・年齢別でみると、子育て世代である 30 歳代男性については依然として高い水準である（18.7%）。

仕事と生活の調和と男女共同参画の推進は車の両輪であり、性別や年齢などにかかわらず誰もが意欲と能力を発揮できる環境整備は、持続可能な社会の実現にも資するものであるが、経済状況の悪化の影響等により、昨今その取組に後退している面があるようにも見受けられる。

政府においては、以下の点も踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けて、取組をより一層強化されたい。

- (1) 仕事と生活の調和の推進の観点からも、1(1)で述べたように、パートタイム労働者等の非正規労働者について、育児休業制度や、均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関して、法整備も含めて検討を速やかに進める必要がある。
- (2) 男性の育児休業取得率については、基本計画の成果目標（13%）と相当な乖離があるにもかかわらず、基本計画策定時（平成 21 年 1.72%）と比べて、最新値（22 年 1.38%）が悪化している。政府においては、企業の人事担当者への育児休業制度の利用促進の働きかけや、育児休業期間中における経済的援助の推進等男性の育児休業取得促進のための取組をより一層強化する必要がある。
- (3) 政府においては、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画について、単にその策定を促すだけでなく、当該計画が確実に実行されているか、労働者にとって有効に機能しているかなどについて検証する必要がある。